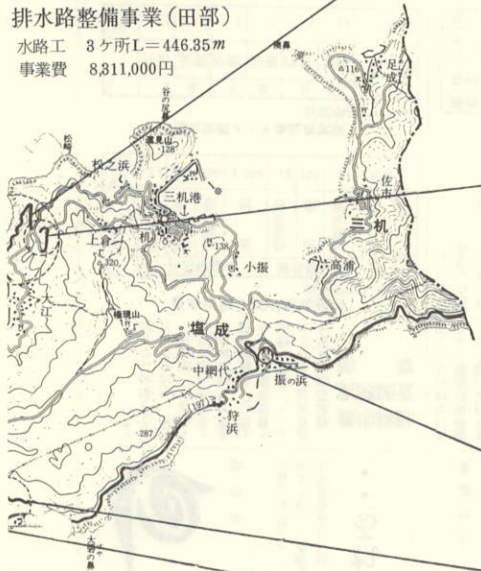




排水路整備事業(田部)
水路工 3ヶ所 L=446.35m
事業費 8,311,000円



9. 町道大江臨港線舗装工事
L=1,689m
事業費 17,410,000円



10. 町道瀬戸頂上線舗装工事
L=700m
事業費 8,010,000円



1. 排水路整備事業(塩成)
水路工 2ヶ所 L=235.9m
事業費 7,805,000円



農産物共同集荷所
レート葺
A=150m²
5,605,000円

3. 川之浜老人集会所
鉄筋コンクリート2F建 A=75m²
事業費 10,617,000円



2. 町道川之浜アワタニ線舗装工事
L=670m
事業費 6,979,000円



人 口	
(4月末日現在)	
世帯数	1,413戸
人 口	4,072人
男	1,853人
女	2,219人



水道週間 6月1日(月)~7日(日)

水を大切につかいましょう!

水はつくられます

水。それは、地球上のあらゆる生きものに欠くことのできないものです。
とくにわれわれの人間社会の中にあっては、水というものは単に 生命を維持する ためだけではなく、日常の生活・習慣はもとより、産業・経済・文化活動にも重要な役割を果たしています。
この水も、昔は「山紫水明」といわれるように、われわれの身近なところで、豊富に利用できましたが人びとの生活・文化の向上や産業の発展と共に、水の消費量は増え続け現在では簡単に必要とする十分な量を自然的に得ることが、だんだんと困難になってきました。そのため、水を求めて遠い山の中に大きなダムを築造したり、河口付近には取水堰や河口堰を建設したりして、人工的な工夫と莫大な費用をかけて、はるばると運んでこなければ

ならない時代になっています。
しかも、延々と運ばれてきた水は、人びとが安心して飲んだり、利用できるものにするため浄水場で科学、物理的な処理が行われます。そして、いつでも十分な量が保たれるよう、配水池に貯められるようになっています。
このように、現代社会の「水」は、巨額の費用と貴重な技術と努力、豊かな知恵と資機材を活用した「つくられる水」になっています。
私たちは日頃、水を無駄に使っていませんか?。一滴の水にも愛情と感謝の気持で、有効に使いましょ。

買うな 使うな 違法無線機

電波法違反防止旬間

6月1日~6月10日

- ・無線局には電波法による免許が必要です。
- ・規定(陸上0.5W、海上0.1W)以上の強い電波の出る市民ラジオは免許になりません。
- ・特定の通信を聞いて、これを漏らしたり、悪用すると罰せられます。

お問い合わせは ☎ 790 松山市宮田町8の5
四国電波管理局(0899)32-3232(内線615)

定期検診 肥カシコ



住民の皆さん方も、健康な今、集団検診を受けて異常のないことを確認しておきましょう。

健康な今「ガン」を考えよう

全国の「ガン」による年間死亡者数は、ついに16万人に近づきました。これは、交通事故による死亡者数約13・3倍にもなります。この死亡者数を年齢別にみると、男子は35歳から69歳まで、女子は30歳から69歳までの年齢層で、「ガン」が死亡原因の第一位を占めております。ガン年齢と呼ばれるこの年齢層は、ご承知のとおり職場の中心的存在であるとともに、一家を支える大黒柱でもあるため、「ガン」による損失は、まさに社会問題といわねばなりません。
一方、この恐ろしい「ガン」も、近代医学の著しい進歩により、早期に見出し、早期に治療さえすれば「〇〇後近く治るようになりまし」た。しかし、この早期ガンは、無症状であるため発見がむづかしく、今なお数多くの方が発見が遅れ、今なお犠牲となっております。この早期に「ガン」を発見するためには、毎年定期的な検診を受ける以外に途はないのです。この「ガン」を早期に見出す方法としては、集団検診によるのが最も効果的であることは、ご承知のとおりであります。
住民の皆さん方も、健康な今、集団検診を受けて異常のないことを確認しておきましょう。

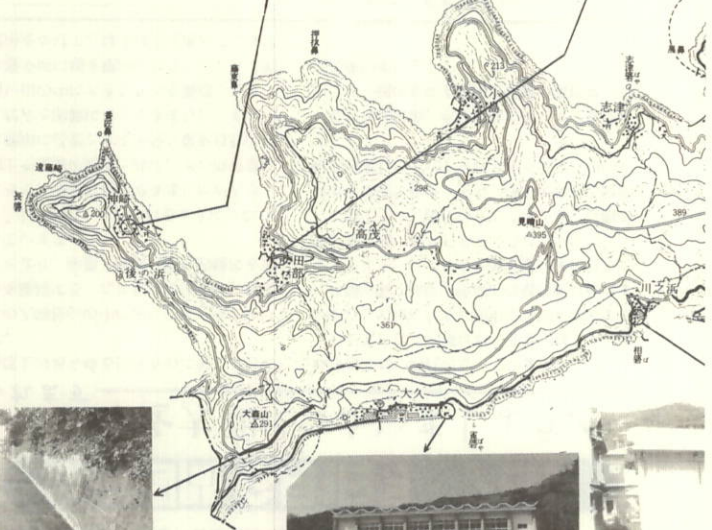
昭和55年度 電源立地促進対策交付金事業紹介

この事業は、電源三法の一つである発電用施設周辺地域整備法によって発電所周辺地域における公共用施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電施設の設置を円滑化することを目的に交付される交付金で事業を行っているものです。

昭和55年度においては写真にある施設が完成されました。みなさんの施設です。有効に利用しましょう。



7. 排水路整備事業(神崎)
水路工 2ヶ所 L=727.7m
事業費 12,440,000円



6. 大スナガハタケ農道舗装工事
L=920m
事業費 9,000,000円



5. 四ツ浜地区体育館
鉄筋コンクリート
2F建 A=978.2m²
事業費 119,480,000円



4. 川之浜
鉄骨造
平屋建
事業費

8.

とせ

「互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくろう。明るい社会を築きましょう。」

人権擁護委員法施行記念日 六月一日

「人権」をされたときは直接に又は法務局と協働委員を力して救済にあたり、住民の人権を守るため日夜尽力しています。皆さんが、家庭内での、あるいは隣近所とのためごとく、借地、借家の問題などで困っている、あるいは差別されるなどの人権侵害を受けて、どのように解決すればよいかかわからない場合には、地元人権擁護委員又は法務局あるいはその支局に御相談下さい。無料で秘密を守ります。なお、当町の人権擁護委員は次の方です。

瀬戸町三机 星 加道雄
電話 二一〇二二三

事業所統計調査行なわれる。

七月一日、全国いっせいに「事業所統計調査」が行なわれます。この調査は、8年ごとに全国のすべての事業所を対象として行なわれるの最も基本的な統計調査で、国勢調査とならぶ大切な調査です。事業所のうち、農林漁家等を除くすべての事業所が対象となります。事業所とは、人が賃や報酬を得て働いている場所のこと、会社や工場、店舗、官公庁、病院、学校などが含まれます。



総務課

標準小作料の見直し

「標準小作料」とは昭和十五年十月一日以降、新たに買借借契約をする場合は、買借人、貸借人双方の間で自由に小作料を決定することができるようになったのでありますが、そのときの目安とするために農業委員会が設定している小作料の標準額であり現在は、温州みかんについて10アール当り、二五、〇〇〇円と甘夏柑三八、〇〇〇円となっております。この額は設定後三年経過しております。この標準額となった生産費並びに農産物価格等と当時比へ変動が生じておりまして、このように変動が生じておき、大きく、実態にそぐわない額となつておりますので、農林省の指導により全国的に見直しが行なわれることになりました。

農地の区分	標準小作料額	備考
温州みかん	5,000円	2,900kg
甘夏柑	13,000円	3,000kg
伊予柑	4,000円	2,200kg
普通畑	2,000円	—

税に不服のあるときは

税務署が行った、更正や決定、財産の差押えなどの処分について、「処分を受けた理由に納得がいけない」という不服があるときは、その処分を受けた日の翌日から、二か月以内に書面で、税務署長に対して「異議申立」をすることが出来ます。税務署長は、異議申立に理由があるかどうか十分調べて、異議に対して決定をしますが、その決定に対して不服があるときは、その決定を受けた日の翌日から一月以内に書面で、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることが出来ます。なお、異議申立をしてから三か月以内に税務署長から異議申立に対する決定の通知がないときは、その決定を待たないで、審査請求をすることが出来ます。国税不服審判所は、昭和四十五年に創設され、国税局や税務署から独立した納税者の権利や利益を守る機関で、専門的な知識と豊富な経験を持った審判官が、公正な立場で審査にあたっています。国税不服審判所の所在地などは次のとおりです。

高松国税不服審判所
〒760 高松市松島町一七一三三
TEL 〇八七六一六一五三三五